

## 村民アンケート調査を実施しました

村では、村における人口の減少、少子・高齢化の進行、環境・社会基盤整備、観光・産業振興、福祉の現状などの課題に対応し、行政の運営を計画的かつ効率的に行うために、10年間にわたる村政運営の基本的な方針を示す「第5次 高山村総合計画」策定の基礎資料とするアンケートを平成26年3月に実施しました。

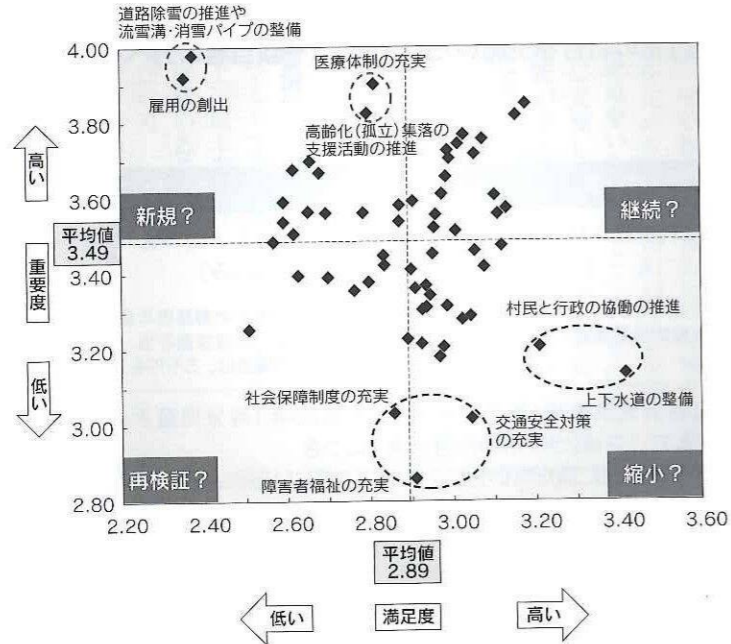
現在、計画策定に向けての検討を開始しています。

### ○調査の方法と回収結果

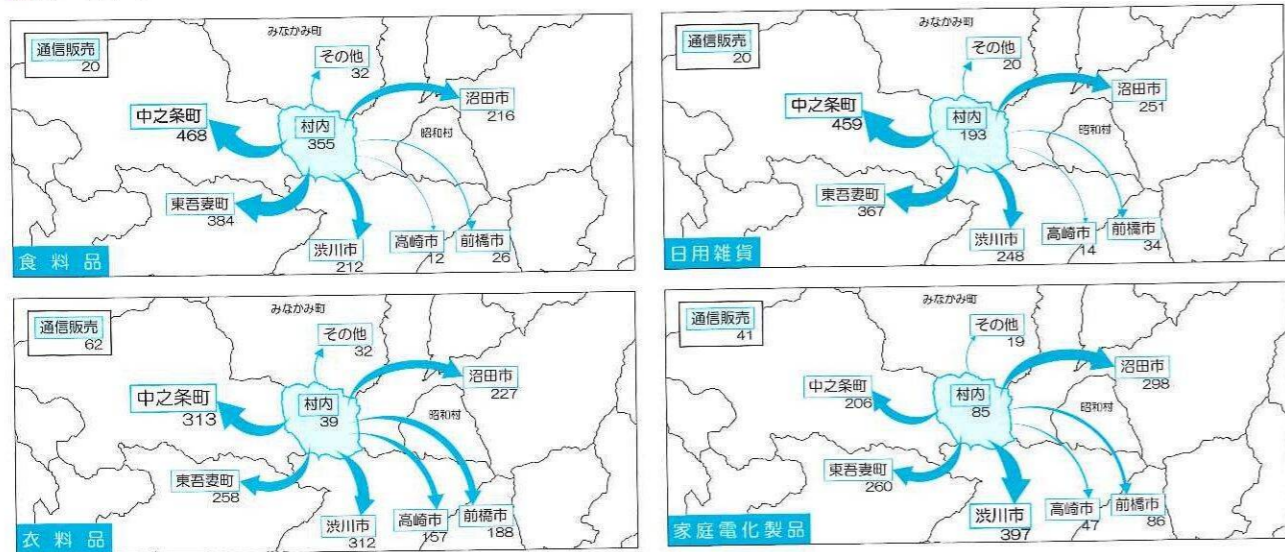
村における全世帯1,330（世帯）に対して、アンケートの配布を行い、その結果、最終的に1,037（票）を回収し、その回収率は約78（%）になりました。

### ○アンケート結果概要

#### ■重要度・満足度調査結果（重要度と満足度の関係図）



#### ■買い物先調査結果



## 農業委員会委員選挙の結果について

本年7月19日をもって任期満了となった高山村農業委員会委員選挙は7月1日告示され、届出のあった候補者の数は12人であり、選挙すべき定数12人を超えなかったため、投票は行われませんでした。

高山村選挙管理委員会では、7月6日に選挙会を開催し、無投票で当選された12人に対し、委員長より当選証書を付与いたしました。（届出順、敬称略）

### ◎選挙による委員

松井 和彦、平形 勝義、町田 善平、田中 孝雄、小室 良一、荒木 重雄、佐藤 晴夫、笠原 勝雄、中嶋 正光、田村伊三郎、鈴木 明司、河原田幹夫

### ◎選任による委員

有馬嘉太郎 議会推薦  
倉田久美子 議会推薦  
松井 涼子 議会推薦  
笠原 和善 農協推薦

なお、7月25日に第1回農業委員会が開催され、次のおり役員が決まりました。

・農業委員長 小室 良一  
・会長職務代理者 田村伊三郎  
・群馬県農業会議 第1号議員 小室 良一

新役員さんには、今後健康に留意され、農業経営安定のため、ご活躍されますようご期待申し上げます。



町田 善平



平形 勝義



松井 和彦



荒木 重雄



小室 良一



田中 孝雄



鈴木 明司



田村伊三郎



中嶋 正光



笠原 勝雄



佐藤 晴夫



笠原 和善



松井 涼子



倉田久美子



有馬嘉太郎



河原田幹夫

**なごみの休館及びふれあい福祉バスの運休について**

8月10日(日)から8月17日(日)までの間「なごみ」及び「ふれあい福祉バス」を都合によりお休みさせていただきます。  
大変ご迷惑をおかけいたしますが、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先  
高山村保育所  
☎63・2812

**高山村保育所  
臨時職員募集について**

高山村保育所では臨時職員を募集しています。

**募集人員** 若干名  
**仕事内容** 保育全般  
(担任補助)、他  
**募集要件** 保育士の資格をお持ちの方  
普通運転免許をお持ちの方  
※長期ではなく、時間に余裕があり、朝夕等随時、単発的に働ける方  
**申込受付期間等** 希望する方は、平成26年8月29日(金)までに高山村保育所までご連絡ください。

**高山村子ども・子育て会議委員  
募集について**

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。各種計画の策定、実施等について審議を行うため、高山村子ども・子育て会議を設置しました。

この会議では、村が教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際にご意見をいただくことになっていきます。また、25年度に実施したニーズ調査を基に、地域にどの程度の施設が必要か、どのような子育て支援サービスが必要とされるかをまとめ、子ども・子育て支援事業計画に反映させていきます。  
高山村の実情に合った子ども・子育て支援の施策を実施するために、委員として会議に参加していただける方を募集します。

**【公募委員募集要項】**

1. 応募資格 (1)〜(4)すべてに該当する方  
(1) 20歳以上70歳未満の方  
(2) 子育て経験のある方  
(3) 村内在住の方  
(4) 平日昼間の会議に出席できる方
2. 募集人数 2人
3. 任期 1年間(平成26年10月1日〜平成27年9月30日)
4. 会議の開催 年数回程度
5. 応募方法  
役場住民課福祉係 ☎26・7952直通  
担当武田まで電話で連絡してください。
6. 応募締め切り 平成26年8月29日(金)迄
7. お問い合わせ  
高山村役場住民課福祉係 担当武田  
☎0279・26・7952直通

**人口と世帯数  
(7月1日現在)**

人口 3,893人 (- 2)  
男 1,901人 (- 3)  
女 1,992人 (+ 1)  
世帯数 1,331世帯(+ 3)  
※( )内は、前月との比較

**納税等** ★印が8月に納めていただく税等です。

月	村民税	固定資産税	軽自動車税	保険税	国民健康	介護保険料	後期高齢者医療保険料	使用料	上下水道
4月			●						
5月		●							●
6月	●								
7月		●		●	●	●	●		●
8月	★			★	★	★	★		
9月				●	●	●	●		●
10月	●	●		●	●	●	●		●
11月				●	●	●	●		●
12月				●	●	●	●		●
1月	●	●		●	●	●	●		●
2月				●	●	●	●		●
3月				●	●	●	●		●

税金は 社会を支える あなたの会費

**児童扶養手当を受給している方へ 現況届のお知らせ  
特別児童扶養手当を受給している方へ 所得状況届のお知らせ**

「現況届」は児童扶養手当を受給している方が、8月1日〜8月31日までの間に、「所得状況届」は特別児童扶養手当を受給している方が、8月11日〜9月10日までの間に、提出していただく届出です。

受給者の方には、通知をいたしますので期日までに提出いただきますようお願いいたします。  
高山村役場 住民課

**臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について**

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々や子育て世帯への負担の影響を鑑み、下表の方を対象に給付金の給付を実施いたします。(〜該当者の方へ申請書を郵送しました!〜)

**【給付金別表】**

給付金の名称	対象者	給付額	問い合わせ先
臨時福祉給付金	平成26年度村民税(均等割)が課税されない方。 ※ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外。	給付対象者1人につき 1万円(1回のみ) ※給付対象者が老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当の受給者などの場合は、5千円を加算	住民課福祉係 ☎0279-26-7952
子育て世帯臨時特例給付金	平成26年1月分児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。 ※臨時福祉給付金の給付対象者と生活保護制度の被保護者は対象外。 ※平成26年1月2日以降に生まれた児童は対象外。 ※公務員の方で、すでに勤務所から申請書・受給証明書を交付された方は、申請時期まで保管しておいてください。	平成26年1月分児童手当の対象児童1人につき 1万円(1回のみ)	住民課福祉係 ☎0279-26-7952

※給付金を装った「振り込め詐欺」にご注意ください。

現時点で、村から給付に関する連絡をすることはありません。給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

給付金に関して、ご自宅や職場などに、村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきた時は、迷わず最寄りの警察署にご相談ください。

**※必ず開封し、内容をご確認ください!**

7月下旬にそれぞれの給付金の該当者へ申請書を郵送いたしました。

返信用封筒を同封させていただきましたので、申請書の必要事項をご記入いただき、必要添付書類と一緒に封筒に入れ、ポストへ投函していただければと思います。

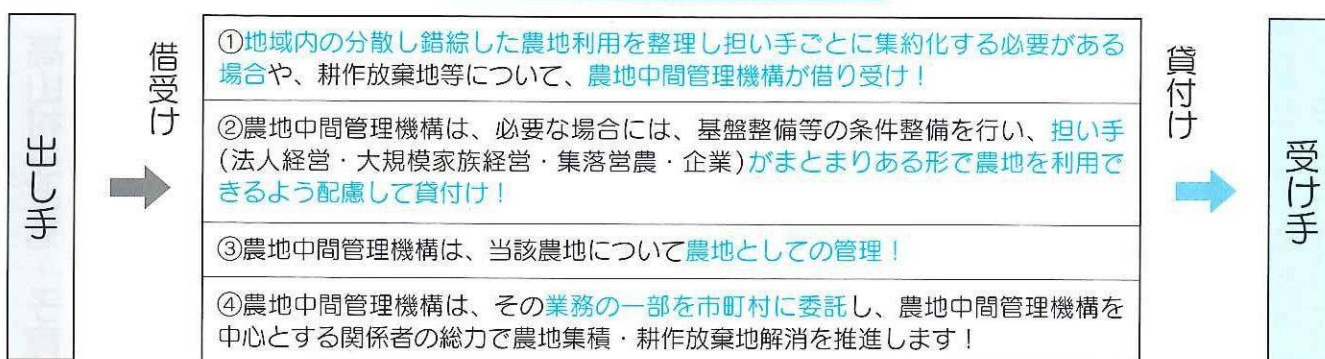
**【申請期間】**

平成26年8月1日から平成26年11月4日まで(当日消印有効)

## 農地の貸し借りの新しい仕組み 農地中間管理事業が始まります

担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、農地中間管理事業が創設されました。群馬県農業公社は、この事業を行う農地中間管理機構として、群馬県知事から平成26年4月に指定を受けました。今後、市町村や農業協同組合と協力し、農地中間管理事業を実施して参りますので、農地の貸し借りをお考えの方は、お気軽にお問い合わせください。

### 群馬県農業公社



#### 農地を貸したい方(出し手)のメリット

- ・契約期間中は、農業公社が適切な貸付先を選定し、安定した賃貸料が確実に入ります。
- ・貸付期間満了後にはトラブルの心配もなく、確実に土地が戻ります。
- ・貸付期間満了後も農地管理が難しい場合は、引き続き貸し続けておくことで、農業公社が農地の適正管理を行う担い手へ託します。
- ・地域内の農地の一定割合以上を農業公社に貸し付けた地域に対し、地域集積協力金が交付されます。
- ・農業公社に農地を貸し付けることにより、経営転換またはリタイアする農業者および農地の相続人に対し、経営転換協力金が交付されます。

#### 農地を借りたい方(受け手)のメリット

- ・より長期間の借り入れが可能(原則10年以上)になり、借入期間中は安心して耕作できます。
- ・条件が整えば、借入地で簡易な基盤整備を実施できます。
- ・地主との借り入れ交渉など、面倒な事柄は農業公社がお引受けします。
- ・賃借料の交渉により定まった額を毎年払いとします。

《公益財団法人 群馬県農業公社》

## 農地の借受希望者の募集について

群馬県農業公社では、「農地中間管理事業」による、農地の借受希望者の募集を開始しますので、応募される方は、以下の方法により応募してください。

**【募集期間】** 平成26年9月1日(月)から9月30日(火)まで

**【応募方法】** 県農業公社ホームページ(<http://www.gnk.or.jp/>)上から「農用地等借受応募書」をダウンロードしていただくか、高山村役場 農業委員会事務局窓口に配置してあります同応募書に必要事項を記載の

上、群馬県農業公社に持参または郵送してください。

#### 【問い合わせ先】

〒370-0852 前橋市総社町総社2326-2

公益財団法人 群馬県農業公社

☎ 027-251-1220 FAX 027-251-0677

高山村農業委員会事務局

☎ 0279-63-2111 (内線41)

FAX 0279-63-2768